令和5年 6 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日) 令和5年6月13日(火曜日)

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

追加日程第一 発議第2号 宇美町議会委員会条例の一部を改正する条例について 日程第2 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第一 発議第2号 宇美町議会委員会条例の一部を改正する条例について 日程第2 閉会中の所管事務調査について

出席議員(12名)

禎幸	安川	2番	孝昭	小林	1番
康夫	丸山	4番	紳章	髙橋	3番
繁典	安川	6番	龍彦	平野	5番
悟	黒川	8番	政行	入江	7番
英至	白水	10番	圭矢	鳴海	9番
♪ろ子	古賀で	12番	泰	藤木	1番

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 中山 直子 書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

 町長
 一木
 一木
 孝敏
 割町長
 一木
 京田
 和幸

 総務課長
 工藤
 正人
 た機管理課長
 一十
 大田
 一男

財政課長	中西	敏光	まちづくり課長	瓦田	浩一
税務課長	田口	嘉輝	会計課長	大神	隆史
住民課長	八島	勝行	健康福祉課長	尾上	靖子
環境農林課長	久我	政克	管財課長	矢野	量久
都市整備課長	藤木	義和	上下水道課長	前田	友博
学校教育課長	川畑	廣典	社会教育課長	佐伯	剛美
こどもみらい課長	飯西	美咲			

10時00分開議

○議会事務局長(太田美和) 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。 本日の議事日程第4号を表示しておりますので、御確認願います。

○議長(古賀ひろ子) 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

お諮りします。本日までに発議1件を受理していますので、追加議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古賀ひろ子) 異議なしと認めます。以上、1件を追加議題とすることに決定いたしました。

なお、本日の議事日程に上げています。

日程第1. 一般質問

○議長(古賀ひろ子) 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って、質問をお願いします。通告番号5番。8番、黒川議員。

○議員(8番 黒川 悟) 皆さん、おはようございます。8番、黒川悟です。どうぞよろしくお願いいたします。

本年は、平年よりも6日早く梅雨入りをしました。アジサイも今、真っ盛りで、梅雨も中休み といった状態でありますが、しかしながら、やっぱり梅雨時期になると心配されるのが大雨によ る災害であります。

近年は、異常気象により空梅雨であったり、梅雨が明けてからも想定外の大雨や、また大型台 風、また今、各地で起っておりますけれども地震による自然災害も心配されます。

災害や事故などを未然に防ぐためには、日頃からの備え、すなわち安全対策が大変重要になります。そこで、今回は、最近、各地で起っている倒木事故を防ぐために当町は、樹木の安全対策

をどのようにしているかについて質問してまいります。

昨今、樹木の倒木により人命が失われるという痛ましい事故がありました。当然、事前の安全 対策が取られていれば妨げられた事故だと思います。唐津市にある国の特別名勝「虹の松原」を 通る県道で、2019年7月、折れた道路脇の松と走行中の軽自動車が追突し、助手席に乗って いた当時、小学校5年生の子どもさんが死亡いたしました。県道沿いには、倒れる危険性が最も 高いと判断された松が200本以上も残されており、目視による監視が続けられていますが、今 後の安全確保はどう進めていくのかが課題となっているようです。

また、2022年8月には、鹿児島県の小学校で草刈り中の校長先生が折れた枝の下敷きになり死亡、これは樹木の老齢化や巨木化で倒木や枝の落下によるものであります。

さらに、神奈川県相模原市のキャンプ場で高さ18メートルの木が倒れ、テントで寝ていた夫婦が下敷きになり奥様がお亡くなりになりました。木が倒れたのは、根の腐敗が原因とみられている。また、周辺の木について従業員は、毎朝確認していたと話しているそうですが、点検の方法にも問題があったのではないかと言われております。

そういった事故を受け、当町も管理すべき樹木が多く存在する中、樹木の枝枯れや虫食い、健全木の大木化等で整備が必要な樹木が多く見受けられます。また、町民の方からも樹木の剪定や安全確認の相談を受けることもよくあります。

そこで、危険な樹木の安全対策について質問いたします。

まず、最初に、当町で管理すべき樹木の点検状況と安全対策について答弁を求めます。

- 〇議長(古賀ひろ子) 矢野管財課長。
- **〇管財課長(矢野量久)** 失礼いたします。まず、管財課の所管分として御回答させていただきます。

役場庁舎や町営住宅に存在します樹木につきましては、計画的に植樹されたものとなりまして、 専門業者により定期的な剪定を現在行っております。その際、枯れ木または枯れ枝、その他害虫 による損傷などの報告を受けている状況でありまして、緊急性が必要なものは即時対応している ところでございます。

また、普通財産の町有地につきましては、町として計画的に植樹した樹木はないものの、用地の取得前より存在する樹木があったり、そもそも自然に自生したものが中心となっています。非常に多くの範囲となります。

点検の状況といたしましては、例年、実施しております草刈り等の町有地維持管理業務での作業周辺箇所の点検の依頼、そして職員での境界査定業務などのいわゆる現場業務、出動に併せて 点検を実施しているというところになります。

その他といたしましては、地元自治会、町有地に隣接する町民の方などから危険な樹木の存在

に関する申出がある場合もございます。そのような際は、緊急性が必要なものは即時対応を行いまして、その他の事案につきましては、樹木伐採、剪定業務として年次計画的に実施していると ころでございます。

- 〇議長(古賀ひろ子) 藤木都市整備課長。
- **〇都市整備課長(藤木義和)** 都市整備課が所管をしております樹木について回答させていただきます。

都市整備課が所管していますのは、街路樹や――道路の街路樹、それから公園の植樹につきましては、通常、職員が現場を向かった際に、併せて目視点検を実施をしております。管財課同様、緊急状況が確認された場合には、即時対応を行っているところでございます。特に、大雨や台風の前後につきましては、職員で町内のパトロールを実施をいたしております。

また、地元自治会、近隣の住民からの申出で問題が発覚する場合もございますので、その際は、 緊急を要する場合については、即時対応を行って剪定、伐採などの是正を行っております。

そのほかにつきましては、専門業者に依頼する場合もございますけれども、道路等で、年間契約で草刈り等も委託しておりますので、その中で発見した場合についても同様の対応を行っているところでございます。

- 〇議長(古賀ひろ子) 川畑学校教育課長。
- ○学校教育課長(川畑廣典) 学校のほうから学校敷地内にある樹木について御回答いたします。 学校では、必ず月に1回、施設の安全点検を行っておりまして、その際に一緒に樹木等についても点検を行っております。

また、天候不良等、例えば台風や大雨の前後などには、随時で点検を行っている状況です。その点検により危険が認められる樹木が見つかった場合には、状況にもよりますけども、応急処置を行って周辺の立入禁止をした上で学校教育課に連絡をいただいて、学校教育課で対応を行っております。また、大型の樹木の場合については、業者へ依頼して処理をするということもあります。

また、近年では、あらかじめもう危険だと思われる樹木については、伐採をするなどの対応も 行っているところです。

- 〇議長(古賀ひろ子) 黒川議員。
- ○議員(8番 黒川 悟) 幅広い範囲の中で、各担当課がまめに整備してあることが確認は取れました。

自治会や地域の住民の方のいろんな、町役場だけじゃ見て分からないところもありますから、 そういった意見も聞きながら今、進めているということがよく分かりました。

そして、都市整備課のほうから御回答いただきました街路樹について、これは数年前にひばり

が丘の街路樹、これが桜の木にシロアリが巣をつくっておりまして、近隣の住宅にかなり被害が 出ていたということで、私もちょっと現地を見させていただきましたが、当時の担当課に連絡し たところ、迅速に対処していただいた経緯があります。その経緯を踏まえて、その後の街路樹の 総点検は行われたんでしょうか。

- 〇議長(古賀ひろ子) 藤木都市整備課長。
- **〇都市整備課長(藤木義和)** 当時の害虫被害っていうのは、私はちょっと把握しておりませんけれども、基本的に街路樹というのは、道路除草の中で常に見ているところでございます。総点検は、その当時の実施されたか分かりませんけれども、街路樹につきましては、道路除草の中で見ていっているところでございます。
- 〇議長(古賀ひろ子) 黒川議員。
- ○議員(8番 黒川 悟) その当時は、何本か切ってすぐに対応したということで報告を受けて おります。

次に、樹木が大木化して電線に絡んだ危険な箇所が、当町には何か所もあると思います。町と してのその対応、どのようにされていますか。

- 〇議長(古賀ひろ子) 藤木課長。
- **〇都市整備課長(藤木義和)** 電線に絡む木でございますけれども、電線に絡んだ場合は、感電や 断線の恐れ、手を加えようとするとそういった恐れもありますので、まずは九州電力のホーム ページにも掲載されていますけれども、電線に絡む分については連絡くださいというような案内 文も出ておりますので、まずは管理者である電力会社に一報を入れまして、電力会社と協議の上、 処置のほうを行っているところでございます。
- 〇議長(古賀ひろ子) 黒川議員。
- ○議員(8番 黒川 悟) その電力会社に連絡して要請した後、それは電線に絡んでいる木を切るのは、それは九電が切るんですかね。それとも安全カバーをするだけになるのか、どのような処置されていますかね。
- 〇議長(古賀ひろ子) 藤木課長。
- **〇都市整備課長(藤木義和)** 基本的には、切る場合もございますし、安全カバー、保護カバーというのを設置する場合もございます。保護カバーを設置して、その後協議をしてうちが切るケースもあろうかとは思います。
- 〇議長(古賀ひろ子) 黒川議員。
- 〇議員(8番 黒川 悟) 分かりました。

次に、放置された空き家。空き家の庭から、その敷地の中から飛び出した危険なその樹木、これが結構いろんな住民の方からの相談もあります。それについての対策、これが個人所有であれ

ば町でどこまでできるのか、これ通達のみで終わるのか、今までは通達のみで多分終わっていた と思うんですが、強化することが重要だと思うような案件もいっぱいあります。その辺の見解を お願いします。

- 〇議長(古賀ひろ子) 藤木課長。
- ○都市整備課長(藤木義和) 近年、空き家が増加をしておりまして、空き家の場合は、先ほど議員、おっしゃられるように私有地でございまして、これ民法の規定上、第三者である宇美町が手を加えるということができませんので、空き家の場合については、当課のほうで照会をして所有者を特定をさせていただいております。その所有者に対して環境の是正というか、木の是正をお願いしますというような通知文をお送りをさせていただいております。その際に、町内の造園業者の一覧表を一緒に入れまして、連絡先を入れて通知をしているところでございます。
- 〇議長(古賀ひろ子) 黒川議員。
- ○議員(8番 黒川 悟) できるだけ積極的に、その辺やはり危険がないように、ぜひよろしく お願いしたいと思います。

樹木が大木化すると根っこも成長していろんな悪さをします。例えば、アスファルトを持ち上げたり、下水管を押したり侵入したり、厄介な状況になりますが、そこで1つ気になる現場があるんですが、四王寺坂なんですが二丁目の25付近のこれ通学路と思えるんですが、その部分の確認、対策はどのようになっていますか。

- 〇議長(古賀ひろ子) 藤木課長。
- **〇都市整備課長(藤木義和)** まず、通学路であるところについては、即時に現場を確認を行うように私のほうで指示をしております。その後、伐採がいいのか、切るのがいいのかというのは、環境を見ながら考えさせていただきたいというふうに考えております。ただ、何せ通学路ですから、安全確保という観点からは処置を考えたいというふうに考えております。
- 〇議長(古賀ひろ子) 黒川議員。
- ○議員(8番 黒川 悟) じゃあ、よろしくお願いします。

緑に囲まれた一本松公園、まあ井野山もそうでしょう、大変整備されてキャンプをはじめとする多くの人が訪れます。樹木も多く想定外の気象状況が続く中、台風等で災害や事故を未然に防ぐために、喫緊の樹木の安全点検と対策が重要と考えますが、見解をお願いします。

- 〇議長(古賀ひろ子) 藤木課長。
- ○都市整備課長(藤木義和) 公園の樹木管理につきましては、都市公園の樹木点検・診断に関する指針に基づきまして、日常点検として職員による目視、揺らぎ等を確認を行っているところでございます。その中で、枯れ枝とか、折れている枝を発見した際には、剪定、伐採を行っているところでございます。

先ほど、議員、おっしゃられました特に一本松公園につきましては、多くの方が利用されております。その中で園路、キャンプエリア、水遊びエリアにつきましては、多くの方が利用されて、樹木も生えているわけですけども、この一本松公園につきましては、年間を通じて常時点検を実施をいたしております。危険性が高いものについては木の剪定、例えば1本の木の中でも右側半分が枯れているような枝等が分かれば時伐採をしているところでございます。特に今年に限りましては、例年もそうですけども4月29日が山開きになっておりますので、山開きの前には私自身行きまして、枯れ枝それから折損の恐れがあるものについては、全て伐採をするように指示をして対処を行ったところでございます。今後、台風や大雨等もシーズンに入っておりますので、公園の安全管理というふうには努めていきたいというふうには考えております。

- 〇議長(古賀ひろ子) 黒川議員。
- ○議員(8番 黒川 悟) ぜひよろしくお願いいたします。

今後起こり得る災害と事故を抑えるためにも、さらなる安全対策と宇美町の豊かな自然と景観整備が進むことを願い、1つ目の質問を終わります。

- **〇議長(古賀ひろ子)** 続けてどうぞ。黒川議員。
- ○議員(8番 黒川 悟) じゃあ続きまして、帯状疱疹を防ぐためにワクチン接種の助成をということで質問に入りたいと思います。

皆さん、帯状疱疹かかられた――皆さんというわけじゃないですけど、帯状疱疹かかられた方、結構おられると思うんですが、誰もが幸せに暮らすために健康であることはとても大きな要因であり、健康寿命の延伸と不健康な期間の短縮や予防は極めて重要な課題であります。ただ長生きするだけでなく、生涯を通して元気で充実した生活を送れるようにと、このコロナ禍で多くの方が願われているのではないでしょうか。

2013年に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の中で、健康に関しては人口の高齢化が急速に展開する中で、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、高齢者も若者も健康で年齢等に関わりなく働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等に努めることや健康維持増進、疾患の予防及び早期発見等を積極的に促進することとうたわれております。

そこで、病になって治療するのではなく、病を未然に防ぐという観点から、健康寿命の延伸の ために帯状疱疹を未然に防ぐためのワクチン接種の助成について伺います。

子どもの頃、水ぼうそうにかかった記憶のある方もおられると思います。水ぼうそうは、一度かかり、治った後も実は、ウイルスは体の中で神経節に生涯隠れていて、加齢による免疫力の低下や過労やストレスが引き金となって再発生することがあり、それが帯状疱疹と呼ばれるものであります。

帯状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の90%以上の方の体内に潜んでいて、50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。80歳までに約3人に1人が帯状疱疹になると言われております。

1997年から宮崎県で実施されている帯状疱疹の調査において、帯状疱疹は50歳以上に多いことが明らかになりました。さらに、この10年で20歳代から40歳代の発症率も増加傾向にあります。過去に一度感染して免疫のある人は、その後の自然感染によって免疫が増強されるというブースター効果が得られますが、皮肉にも1歳以上3歳未満の子どもを対象にした水痘ワクチンの定期接種化によって水ぼうそうにかかる子どもが減り、水痘帯状疱疹ウイルスに再びさらされる機会が減ったことで、その効果が弱まったことも原因の1つと考えられます。

もう既に帯状疱疹にかかったことがあるという方も体の左右のどちらか一方に、最初はぴりぴり、チクチクと刺すような痛みがあり、夜も眠れないほど激しい場合があります。そして、赤い斑点と小さな水ぶくれが神経に沿って帯状に現れることから帯状疱疹と名づけられました。神経が損傷されることで、皮膚の症状が治まった後も痛みが残ることがあり、3か月以上痛みが続くものを帯状疱疹後神経痛、PHNと呼びます。PHNは、焼けるような、締めつけるような持続性の痛みやズキンズキンとする痛みが特徴です。帯状疱疹を発症すると強烈な痛みで日常生活が困難になり、三、四週間ほどで皮膚症状が治まっても、50歳以上の方の2割に神経の損傷による痛みが続くPHNになる可能性があり、生活の質の低下を招きかねません。

また、帯状疱疹が現れる部位によって顔面神経麻痺、目の障害、難聴、耳鳴り、めまいなどの 重い後遺症が生じることもあります。

帯状疱疹ワクチンは、日本では厚生労働省により2016年3月に50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防として効能効果が追記されました。2016年からある水痘生ワクチン、これは小児の水ぼうそうと同じもので帯状疱疹のワクチンとして使えるものですね。それに加えて新たに2020年に使用開始となった不活化ワクチンは、生ワクチンに比べると予防効果が高く、効果が長時間持続し、がんや膠原病など免疫が低下している人でも接種できる点が優れています。帯状疱疹の予防接種は、発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされています。しかし、任意接種であるがゆえ、帯状疱疹にワクチンがあることを知らない人が多いように思います。

そこで1つ目の質問ですが、帯状疱疹ワクチンの効果をどのように考えるか、担当課の意見を聞きたいと思います。

- 〇議長(古賀ひろ子) 尾上健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(尾上靖子**) 議員の御説明にもありましたように、帯状疱疹で用いられるワクチンには、水ぼうそうの予防の目的でも使用されます乾燥弱毒性水痘ワクチン、これは生ワクチン

でございます。それと帯状疱疹の予防のために開発されました乾燥組換え帯状疱疹ワクチン、これは不活化ワクチンでございます。この2種類があります。

水痘ワクチンにつきましては、接種回数は1回、効果としましては、50から60歳代で約90%、70歳代で約85%に水痘帯状疱疹ウイルスに対する細胞性免疫が上昇したとの報告があっております。

一方で、不活化ワクチンであります帯状疱疹ワクチンにつきましては、接種間隔は、2か月間隔で2回、効果としましては、50歳以上で97.2%、70歳以上で89.8%と、これは帯状疱疹に対する優れた有効性が確認された。いずれにしましても有効性が高いというふうに認識はしております。

- 〇議長(古賀ひろ子) 黒川議員。
- ○議員(8番 黒川 悟) 帯状疱疹ワクチンの効果は高いという答弁でありました。 続いて、当町の50歳以上の帯状疱疹の、これ分かる範囲でいいんですけど、帯状疱疹の発症 数とワクチン接種の今の状況、教えてください。
- 〇議長(古賀ひろ子) 尾上課長。
- ○健康福祉課長(尾上靖子) 帯状疱疹の発症数をちょっと調べてみましたが、患者数はちょっと 把握ができませんでした。ただ、国内の疫学調査のデータによりますと、年間の発症率ですね、 年間の発症率が人口1,000人当たり4.69というふうに報告されておりますので、宇美町の 現在の人口に置き換えますと、年間174人が発症するというふうに推定されます。

また、予防接種の接種状況でございますが、予防接種につきましては予防接種法に基づく定期接種と希望者が各自で受ける先ほどもありましたが、任意接種に分類されますが、先ほどの御説明にもありましたように帯状疱疹ワクチンは任意接種に分類されます。したがって、町での接種者の把握というのはできない状況となっております。

- 〇議長(古賀ひろ子) 黒川議員。
- ○議員(8番 黒川 悟) なかなか、ちょっと把握しにくい部分があるのは、もう承知しておりましたけれども、かなりの方が帯状疱疹になられていると、私もなったことあるんですよね、思います。そういったことから、やはりワクチンがあるとこうやって重症化しない、ワクチンがあるという周知と、これ推進していくことが大事だと思うんですけども、どのように考えられますか。
- 〇議長(古賀ひろ子) 尾上課長。
- **〇健康福祉課長(尾上靖子)** これまで帯状疱疹ワクチンにつきましては、任意接種ということで、 町からは周知してこなかった状況でございます。

しかし、問合せも数は少ないですけど、あったのも事実でございます。

これから接種を検討しているという方もいらっしゃると思いますので、情報を得たい方もおられることと思います。

今後は、帯状疱疹を含めた任意接種の情報につきましてもホームページ等を活用して周知を行ってまいりたいというふうに思っております。また、ワクチンだけではなく、先ほども帯状疱疹の様々な症状につきまして議員のほうから御紹介ありましたけれど、そういうふうな後遺症を残す、受診が遅れたがためにですね、後遺症を残すこともありますので、長く痛みが続くこともありますので、速やかに受診していただくように、帯状疱疹という病気につきましても情報提供を行ってまいりたいというふうに思っております。

- 〇議長(古賀ひろ子) 黒川議員。
- ○議員(8番 黒川 悟) ぜひそのように周知のほうよろしくお願いいたします。

先ほども述べましたが、帯状疱疹の発症率は50歳を境に急激に上昇し、60歳代から80歳 代でピークを迎えます。

高齢化が進む中、シニア世代の方々が元気に活躍されることはとても大切なことであり、また、 高齢になってから強い痛みはとても苦痛だと思います。しかし、帯状疱疹ワクチンの接種費用は、 生ワクチンで1回8,000円程度、不活化ワクチンで1回2万2,000円程度と高額で、しか も2回接種しなければなりません。

全国でも帯状疱疹ワクチンの助成を行っている自治体も増えております。生ワクチンのみの対象では5自治体、不活化ワクチンのみの対象で15自治体、両ワクチン対象で183自治体の203自治体が今、助成を行っております。糟屋地区では、まだ実施されているところはありませんが、近隣では太宰府市、朝倉市が助成が始まっております。

帯状疱疹やそれに伴う合併症は経済的損失も与えます。それは、外来受診回数や入院や交通費など労働生産性損失といったことが考えられます。また、両親が高齢になり発症した場合、その付添いのために欠勤したその方の労働損失、離れて暮らしている場合、看病のために要する交通費など、帯状疱疹による経済損失は大きいと考えられます。

生涯で約30%の方が罹患する帯状疱疹。高齢化社会において増加する経済的、社会的負担の 観点から疾病予防と健康増進は、日本における重要な政策の1つであります。

当町においても町民の健康を守るという観点と経済的損失を抑えるためにも帯状疱疹ワクチン接種の助成をし、接種率向上に取り組むことが重要だと考えますが、町長の見解を求めます。

- 〇議長(古賀ひろ子) 安川町長。
- ○町長(安川茂伸) 成人のほとんどが水痘帯状疱疹ウイルスに過去に感染したことがあるため、 発症リスクを抱えていることや帯状疱疹にかかると強い痛みが継続し、非常に苦痛であること。 また、予防にはワクチン接種が有効であるということは、議員のおっしゃるとおりではないかと

思っております。そして、議員もかかったとおっしゃいましたけど、私も実はかかって、10年 ぐらい前やったですかね、頭痛とか腹痛というのはこれまで経験したことあったんですけど、この肋骨の周りがピリピリピリピリして何かすごい病気になったんやないかなあという、怖かったという記憶があります。それで受診して、私の場合は発疹が出なかったので、逆に怖かったんですよね。どうなっているのか分からない状態で夜中でもありまして。でも翌日、受診したら帯状疱疹ということで薬も結構、長い期間飲まないかんかったということを記憶しています。1回、1週間なのか、ちょっと2週間なのか忘れましたけど、もらったんですけども、それでは治りきらずに、もう1回もらいに行って、先ほど議員の話にもありましたように、4週間かかったんじゃないかなあというふうに思っております。

お話にもありましたように、助成を行っている自治体については、県内では太宰府と朝倉市、 糟屋郡内の中では助成を行ってはいないということが現状でございます。

また、国において任意接種の取扱いになっているワクチンのうち、定期接種化の検討がなされているものがあり、そのうちの1つが帯状疱疹ワクチンであるというふうに認識をしております。 帯状疱疹ワクチンのほか、おたふくかぜワクチンなどの助成についても要望等々が上がってきているというふうに聞いております。

またこの件につきましては、先月の糟屋郡の町長会においても話題に上がりました。その中で、 医師会との協議がやっぱり必要であろうということが意見としても出てまいりまして、粕屋町の 町長からこの意見が、ワクチンのことについてということで出されたところでございます。

糟屋郡内での統一したという見解と言いますか、取組というのがやはり、これが医師会との絡みもありますので、そういった意味で糟屋郡の町長会の中に提案されたんだというふうに思っております。

いずれにしましても、費用の助成につきましては、先ほど話しました国の状況であるとか、近 隣の糟屋郡内の町と様々な情報交換を行いながら、任意接種ついての研究を深めていきたいとい うふうに思っています。

また、すぐできることといたしましては、先ほど担当課長が答弁いたしましたが、帯状疱疹についての任意接種の情報を住民の方に情報提供してまいりたいというふうに思っています。引き続き、研究させていただきたいというふうに思っています。

〇議長(古賀ひろ子) 黒川議員。

○議員(8番 黒川 悟) 糟屋郡町長会の中でもそういうお話が出ているということで、今後しっかり、できれば糟屋郡一緒に全部ができれば、肩を並べてできれば一番いいんじゃないかなと思っていますんで、どうぞ町長、頑張ってください。よろしくお願いします。

当町も高齢化が進む中、医療費の抑制にも必要な助成じゃないかなって私は思っておりますん

で、ぜひよろしくお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長(古賀ひろ子) 8番、黒川議員の一般質問を終結いたします。

.....

- 〇議長(古賀ひろ子) 通告番号6番。2番、安川議員。
- ○議員(2番 安川禎幸) 2番、安川禎幸です。それでは、質問に入らさせていただきます。

本定例会に行政組織機構の再編成、いわゆる機構改革に関連する議案が提出されました。

7月1日より機構改革が実施されますが、これによりまして、いよいよ安川町政が本格稼働するということになります。

第7次総合計画で示されました宇美町の将来像、「『このまちが、いい。』わたしたちの誇り 宇美」を実現するために、職員の皆さまもいろいろな思いがあると思いますが、より一層の奮 励努力を期待いたします。議会もバックアップしてまいりたいというふうに思います。

さて、毎年、福岡県が公表しております人口と世帯数の年報を見てみますと、これは令和3年 10月から令和4年9月までの人口と世帯数を比較したものですが、県の人口は0.11%の減少、糟屋地区では古賀市、篠栗町、宇美町、そして何と新宮町も減少と、あとの町は増となっておるところです。新宮町の減少もありますが、県内では、人口では独り勝ちしている福岡都市圏の中の糟屋地区でも半分の市町村が減少しているということは、やはり少子高齢化による人口減少社会がいよいよ本格的になってきたなあというふうに感じるとこです。

今回は、令和4年3月議会で一般質問いたしました小中一貫校のその後の検討状況について質問いたします。

宇美町は現在、小学校が5校、中学校が3校、計8校の町立の小中学校があります。糟屋地区で見てみますと、人口が宇美町より多く、5万人近い人口がある粕屋町、志免町においては、小学校は4校、中学校2校の計6校となっております。

宇美町は8校ですので、糟屋郡では小中学校が最も多いという状況になっております。これは、やはり先人が教育に力を入れてきたおかげだというふうに思いますが、全国的に少子化による人口減少が続くことが予想されますので、今後、将来の人口減少社会を見据えた学校の再編成をどうするのかというのは非常に大きな課題となってくるというふうに思います。

そこで、令和4年3月議会におきまして、生徒数が減少しております原田小学校と宇美南中学校を小中一貫教育の一形態であります義務教育学校としてはどうかという質問を行い、将来に向けて調査研究を行うという回答を頂いているところでございます。今日は、その後の検討状況についてお尋ねいたします。

それでは質問に移ります。

現在、町が保有しております箱物系公共施設のうち45施設は、宇美町公共施設再配置計画の

対象施設となっており、その中に町立の小中学校も含まれております。

前回の質問で、当初計画では、宇美南中学校は2027年の廃校を視野に検討するとなっておりましたが、これは見直しを行いますという回答を頂いております。まず、公共施設再配置計画とはどういうものか、それから、計画の見直しの状況についてお尋ねします。

- 〇議長(古賀ひろ子) 矢野管財課長。
- **〇管財課長(矢野量久)** 失礼いたします。公共施設再配置計画を所管しています管財課よりまず 御回答いたします。

この計画改定におけます現状の進捗といたしましては、昨年度の2月より各種会議を開催しておりまして、現在、学識者の方を交えた庁外委員会こちらを1回、そして施設利用団体の方を交えた幅広い町民の方で構成する住民ワークショップを2回、この前の日曜日に2回目を開催したところですが、役場職員からなる庁内委員会を2回、こういった会議関係を開催している段階でございます。

また、再編に向けた基礎資料として施設利用団体へのアンケート、そして施設所管課からのヒアリングを行いまして、各公共施設の現状や今後について調査と整理を行った段階というのが現状という形になります。

今回の改定におきましては、小中学校の再編に関しまして、こちら、教育的方針であったり地域の特性など、様々な要件を有していることから建て替え更新時、次に建て替えを行う場合は、将来児童生徒数を基に適正規模に建て替えを行うという方針で今、進めているところでございます。

見直し改定に向けた今後の手順としましては、各施設における再編や建て替えの時期を整理した上で、各施設を横断的に検討していく段階となっておりまして、本年の3月末に完成を目指すということで計画改定を目指している段階ということになります。

以上です。

- 〇議長(古賀ひろ子) 安川議員。安川議員、どうぞ。
- ○議員(2番 安川禎幸) ありがとうございます。学校は存続させて、将来の児童生徒数を基に 施設の更新を行うという方針で見直しを行っているというふうに理解いたします。

それでは、続きまして、町内小中学校の将来の児童生徒数の推計についてどうなっているのか お尋ねいたします。

- 〇議長(古賀ひろ子) 川畑学校教育課長。
- **〇学校教育課長(川畑廣典)** 将来の児童生徒推計についてですが、今回、御質問いただきました ので再計算を5月末で行っております。

それで減少傾向というのは変わりはありませんけども、その減少の幅が減っているというのが

現状となっております。現在、令和5年度とそれから5年後の令和10年度を比較しましたところ、再配置の計画時では9.5%の減少見込みとなっておりましたけども、今回、再計算した結果6.9%の減少ということで、減少はするものの減少率的には縮小しているというような状況となっております。

- 〇議長(古賀ひろ子) 安川議員。
- ○議員(2番 安川禎幸) 減少率が予想を下回っているというところになっているかと思います。 ありがとうございます。

続きまして、中学校の部活動の状況についてお尋ねします。

中学校は生徒数の減少や社会体育のクラブチームの増加等により部活動の数が減っております。 私が中学生の頃は、野球部、サッカー部、バスケ部、バレー部といった球技の部活動が花形でしたが、現在、聞く話では、例えば、うちの近所の宇美南中がサッカー部が1年生に3人しかおらんとか、あと男子バスケ部がなくなったとかいうふうな話をよく聞くとこです。現在の中学校の部活動の状況をお尋ねします。

- 〇議長(古賀ひろ子) 川畑課長。
- ○学校教育課長(川畑廣典) 現在の部活動の状況ということですが、現在では宇美中学校で16、東中と南中では10の部活動がそれぞれ活動をしております。それで、種目の中でもバレーボール男子、それから陸上、柔道、剣道などは、宇美中学校にしかないというような状況です。また、入部の状況としましては、入部率の低下も影響しており、だんだん部員数のほうは減っているというような状況となっております。
- 〇議長(古賀ひろ子) 安川議員。
- ○議員(2番 安川禎幸) ありがとうございます。保護者さんと冒頭言いました学校の再編成の話とかをしたりすることもあるんですが、地元の学校が廃校になったら困るという方がおられる一方で、地元の学校に希望する部活がないと。ないけん中学校を統合して部活動を一緒にしたらどうでしょうかという意見を聞いたりします。部活動のために学校を統合するというのは極論になるかというふうに思いますが、一方で1つの意識というか、ポイントになる話なのかなあとも思うとこです。

社会体育チームの増加や教職員の働き方改革、部活動の地域意向で見直しの協議が今されておりますが、中学校の部活は今、転換期にあるというふうに考えるとこです。部の減少により、やっぱり生徒や保護者から通学する中学校に希望する部活がない、何とかならんかという話をよく聞きます。

宇美町は、従来より区域外就学という制度がありまして、通学する中学校に希望する部活動が ない場合、手続をすれば希望する部活動がある中学校に行けるという制度がございます。ただ、 この制度では希望する部活動がある中学校に通学をするという必要があります。例えば、南中の生徒が陸上部に入りたい。陸上部、南中にないので、陸上部がある宇美中に区域外就学の申請をすると、それで申請をしたところ、この場合、学校も宇美中に通学するという必要があります。現在行われている部活動の見直しの中で、中学校は地域の学校に通いながら、他の中学校の希望する部活動に参加できるような制度、例えば先ほどのケースで言えば、南中に通学しながら宇美中の陸上部で活動を行うといったことは考えられないかお尋ねいたします。

〇議長(古賀ひろ子) 川畑課長。

○学校教育課長(川畑廣典) ただいまの質問の中での部活動だけをほかの中学校に通うということについては、現在、行っておりません。ただ、実際に行われている例としましては、先ほど話に出ました南中のサッカー部、これは人数が少ないということで、東中と合同で練習を行っていると。平日はさすがに毎日一緒にはできないので、それぞれの少人数で行っているところですが、土日とか休日の練習については、それぞれの学校で練習日を決めて合同で行っているというような状況があっております。ですので、ほかにもそういった部活動があれば、当然、合同での部活動を行っていければという思いもあります。

また最近では、地域運動部活動ということで、土日の部活動を学校ではなくて地域で行うというようなことも行っております。この中で、やはり人数が少ないところについては、2中学校もしくは3中学校合同での練習というのも考えておりますので、そういったところで対応できていければなあというふうに思っております。

〇議長(古賀ひろ子) 安川議員。

○議員(2番 安川禎幸) いろいろケース・バイ・ケースで対応されているとは思いますが、今ちょうど見直しを行っているという時期だというふうに思いまして、今後もまた部活の減少、予想されますので、ぜひそこは柔軟な発想でよりよい方法に推し進めていただいたらなあと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、令和3年より宇美町の教育の未来を考える懇談会が開催されておりますが、同会 議の趣旨と開催状況及び結果についてお尋ねします。

〇議長(古賀ひろ子) 川畑課長。

〇学校教育課長(川畑廣典) まず趣旨としましては、町内全体の学校施設の在り方や学校施設の 有効活用、また地域と学校のつながりやこれからの教育などについて意見を頂くという会となっ ております。

実施状況としましては、これまでに3回実施をしておりまして、それぞれの立場から見た学校の様子、また子どもたちの様子、それから校区コミュニティの活性化、学校規模の適正化、学校 や地域の課題、それから学校におけるICT教育についてといった内容で、それぞれ現状または 御意見を頂いているところです。

いただいた意見については、対応ができる部分については、学校と共有しながら少しずつでも 対応を行っているというところです。

〇議長(古賀ひろ子) 安川議員。

○議員(2番 安川禎幸) ありがとうございます。この会議ですね、今後の宇美町の教育行政を考えたとき、保護者それから地域の方を反映させる、声を反映させる重要な会議であるというふうに思います。またこの会議の中で、積極的に小中一貫教育であったり、学校の再編であったり、あるいは先ほどの部活動の問題であったり、もう議論を進めていただければというふうに思いますのでよろしくお願いします。

それでは、続きまして、昨年の議会で質問しました小中一貫教育による義務教育学校の設置に ついて佐々木教育長にお尋ねします。

昨年、兵庫県の姫路市に厚生文教常任委員会で視察に行ってまいりました。教育長も同行していただいて行ってまいりましたが、ここは小中一貫校の先進地というところで非常に勉強させていただいたところですが。まず教育長に、小中一貫教育とはどういうものか、これが制度化された理由、それと現在行われています小中連携教育との違いについてお尋ねします。

〇議長(古賀ひろ子) 佐々木教育長。

〇教育長(佐々木壮一朗) じゃあ、お答えいたします。

まず小中連携教育とはということですが、これにつきましては、小学校及び中学校が互いに情報交換や交流を行うなどを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育活動を展開する教育のことを言います、それを小中連携教育と言います。現在、本町におきましても3中学校区で進めているところでございます。他方、小中一貫教育というのは、小中連携教育のうち小学校及び中学校が目指す子ども像を共有して9年間を通じた教育課程を編成して系統的、体系的に進める教育のことを言います。具体的には、9年間をひとまとまりと捉えた学校目標を設定すること、また9年間の系統性を踏まえた小中一貫カリキュラムを作成することなどが求められております。また、この施設に関しましては、施設一体型、施設分離型を問わず進めることができます。

制度化の理由としましては、中学校入学後、新しい環境での学習や生活に不適合を起こす中 1ギャップへの対応、また少子化等に伴う学校の社会性育成の必要などの要因によって、全国各 地で小中学校一貫教育の実践がなされるようになっております。これは平成27年、2015年 6月に、学校教育法等が改正されて国として制度化されたところでございます。

〇議長(古賀ひろ子) 安川議員。

〇議員(2番 安川禎幸) ありがとうございます。続きまして、小中一貫教育の先進事例、また

その成果、あるいは課題についてお尋ねいたします。

- 〇議長(古賀ひろ子) 佐々木教育長。
- ○教育長(佐々木壮一朗) 先ほど議員と一緒に視察に行った、そこでも学習したと思いますが、 先行事例校の成果としましては、次のようなことが報告されております。

1つは、これまで中学校進学の時期に発生していた現象で、不登校や長期欠席の増加、自己肯定感の低下などの芽が――これは既に小学校4年生から6年生頃に生じているという実態が報告されております――そういう実態への対応が非常にこの小中一貫教育の中で対応ができたと、助かったという報告がされております。それと、この義務教育の目的や目標を共有して、同じ目的、目標に向かう際に、9年を、9年をひとまとまりとした取組ができたと、充実できたという報告も受けております。

それと小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適合を起こす、いわゆる中1ギャップを緩和することができたなどのそういう成果が報告されておりますが、反対に、また課題としましては、これは児童生徒の人間関係というのが固定化してきたということ、6年が9年になってひとまとまりになるということにおいては、もう9年間人間関係が固定化してきたという課題も上がっておりますし、従来の小学校の6年生、これは最高学年としての意識を醸成させる取組を小学校でやっているわけですが、この小学校最高学年としての意識の希薄化が生じたというような、そういう課題が報告されております。

以上です。

- 〇議長(古賀ひろ子) 安川議員。
- ○議員(2番 安川禎幸) ありがとうございます。

小中一貫教育に続きまして、次は、義務教育学校についてお尋ねしたいと思います。 まず義務教育学校というものはどういうものかお尋ねします。

- 〇議長(古賀ひろ子) 佐々木教育長。
- ○教育長(佐々木壮一朗) 義務教育学校というのは、小中一貫教育の基本形として、1人の校長の下で1つの教職員団体が一貫した教育課程を編成する9年生の学校です。その運用上の特徴としましては、例えば、義務教育学校の教員は原則として小学校及び中学校の免許状を共有することが必要になってきます。ただし、当分の間は、実践している学校の中では、それぞれの小学校期、中学校期の免許状を保有すればよいというようなこともなされて、それに取り組んでいる学校もあります。

また、9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成が必要となってくるものと、これは先ほど言いましたように一貫教育の特徴の中にも申しましたけども、そういう9年間の系統性を確保した教育課程の編成が必要だということでございます。

- 〇議長(古賀ひろ子) 安川議員。
- ○議員(2番 安川禎幸) ありがとうございます。昨年の議会で、私が宇美町内にも義務教育学校をつくったらどうかというふうな質問をさせていただいたんですけども、大分、調査研究が進んでいるなというふうに感じているところです。この義務教育学校を既存のその宇美町の町内で既存の小中学校と一緒に設置できるのか、あるいは教職員の定数でありますとか、手続あるいは国庫補助等について分かりましたらお願いいたします。
- 〇議長(古賀ひろ子) 佐々木教育長。
- ○教育長(佐々木壮一朗) 現在、宇美町内で、先ほど言いましたように、各小中学校が小中連携教育を行っていますけれども、この宇美町内で既存の小学校、中学校と、例えば、ある校区で義務教育学校を設置した場合、これは両方設置するということは可能でございます。だから両方あっていいということです。

この点のメリットとしましては、小学校、中学校と義務教育学校を併存させて、それぞれの教育を充実させることで小学校、中学校と義務教育学校が持つそれぞれの長所を生かした教育を展開することができると思います。その際、児童生徒の実態や、保護者のニーズを踏まえ、対外的にも説明責任にも留意して適切に判断することが必要になってくるものと思っております。

- 〇議長(古賀ひろ子) 安川議員。
- ○議員(2番 安川禎幸) ありがとうございます。それではですね……(「忘れておりました。 すいません」と呼ぶ者あり)
- 〇議長(古賀ひろ子) 佐々木教育長。
- **○教育長(佐々木壮一朗**) もう1つ、定数の質問ありましたですね、申し訳ありません、それに お答えさせていただきたいと思います。

義務教育学校の教職員の定数につきましては、あくまでも1つの学校であり、校長は1人となるということを先ほど言いました。校長は1人となります一方、学校段階間の接続を円滑にマネジメントするために、副校長とか教頭、いわゆる副校長というのは教頭格を言うわけですが、副校長、教頭を1人加算するので、小学校、中学校が義務教育学校に移行する場合には、校長が1人になりますけれども、教頭や主幹教諭、教諭などの教職員定数は同数となり、例えば小学校1校と中学校1校が義務教育学校に移行する場合にも教職員定数が削減することはありません。

- 〇議長(古賀ひろ子) 安川議員。
- ○議員(2番 安川禎幸) すいません、続けますけど、手続と国庫補助についてもお尋ねしてよろしいでしょうかね。
- 〇議長(古賀ひろ子) 佐々木教育長。
- **〇教育長(佐々木壮一朗)** 非常に大事なところだと思っていますので、公立の義務教育学校を新

設する場合におきましては、いわゆる教室不足を解消するための校舎または屋内運動場の新築または増築に要する経費の2分の1を、2分の1を国が負担することとなっており、これは公立学校施設整備費負担金が活用できます。

以上です。

- 〇議長(古賀ひろ子) 安川議員。
- ○議員(2番 安川禎幸) ありがとうございました。それでは、この小中一貫教育、それから義務教育学校の導入について宇美町の導入についてのお考え、どうお考えか聞かせてください。
- 〇議長(古賀ひろ子) 佐々木教育長。
- ○教育長(佐々木壮一朗) 今、考えるところでよろしいでしょうか。小中一貫教育、義務教育学校の導入につきましては、少子化に伴う小規模化の進展が予想され、児童生徒の集団規模の確保や異学年交流との必要性を根拠に進める必要性があると思っております。

その際、導入の時期につきましては懸念するところではありますが、保護者、地域住民、学校 教職員などがビジョンを共有し、理解と協力を得るなどの合意形成がコンセンサスが必要になっ てくるものと思っております。よろしいですか、現在、そういうところまでしか考えておりませ んけれども、一応導入につきましては今後しっかり、もう一度、復唱いたしますけども、保護者、 地域住民、学校教職員などの理解と協力を得るためにしっかり合意形成をしていきたいと考えて いるところでございます。

- 〇議長(古賀ひろ子) 安川議員。
- ○議員(2番 安川禎幸) ありがとうございました。調査研究、これが導入に向けていろいろまだハードルがあると思いますけれども、ぜひ推し進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問ですけど、宇美町教育大綱の基本目標であります、みんなで子どもの育ちを応援し、生涯にわたって学びを楽しむ笑顔を生み出すまちを実現し、子どもは、宇美町の宝を基本理念とした教育基本計画が定められておりますが、教育長は、未来の宇美町の子育てと教育についてどのような将来像を描いてあるのか、また未来に向けた宇美町独自の教育行政の取組についてお尋ねします。

- 〇議長(古賀ひろ子) 佐々木教育長。
- ○教育長(佐々木壮一朗) この質問に対しては、以前、安川議員のほうから聞かれたときも同じような答えを何か、するとよくありませんので、また新たに考えたところを少し述べさせていただきたいと思います。

まず、宇美町教育委員会としましては、この未来に向けて持続可能な社会のつくり手を育成する、そういうコンセプトを掲げて、現在も解決すべき多様な、学校にはいろんな多様な課題が今、 山積しております。そういう解決すべき多様な課題解決の糸口として現在、取り組んでるのが身 体的、精神的、社会的によい状態を意味する、いわゆるウェルビーイングというのを今、各学校、 取り組んでいるところでございます。

このウェルビーイングを向上させて、今後も学校や家庭や地域のつながりというのを大事にしながら、教育施策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

現在、本町で進めておりますコミュニティ・スクールもその1つと思っております。また、先ほどから質問の中にも柱になっておりますけれども、少子化に伴い学校の小規模化がさらに進むことが予想される中、小中一貫教育の導入につきましても今後しっかり考えていきたいと思いますし、いわゆる子どもたちにとって、よりよい、よりよいですね、教育環境を整備する、さっきのウェルビーイングと言いましたように、よりよい教育環境を整備するという教育的見地を中心に据えて保護者、地域住民、学校教職員などと一緒に今後もさらに教育についての調査研究、小中一貫教育についても調査研究を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(古賀ひろ子) 安川議員。
- ○議員(2番 安川禎幸) ありがとうございます。本日は、いろんな答弁を頂きましたが、ウェルビーイングですね、子どもたちのよりよい教育環境を目指すというところで、教育長の熱い思いも伝ってまいりました。

小中一貫教育と義務教育学校の実現というのは、子育てと教育に特化した施策として他町がやっていない、思い切った施策を実現することで他町の差別化が図れると。いわゆる何と言いますか、宇美町のセールスポイントになるのでないかと思います。

今後も強力に推進いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

先日の委員会報告の中で、こどもみらい課の飯西課長が宇美町の子育て施策を知って宇美町に 転入してきたという方がおられましたという報告を非常にうれしそうに報告されておりました。 私もうれしく思いました、とても。施策にやっぱり一発逆転はないというふうに思います。地道 にコツコツ継続して子安のまち宇美につながる施策を行い、そして情報発信を続けるということ が町の評価につながるというふうに思います。

安川町長が5つのビジョンに挙げてあります子どもたちを安心して生み育てることができ、教育を受けさせるとこができるまちづくりの実現と宇美町の教育のますますの充実を期待しまして、質問を終了します。御静聴ありがとうございました。

○議長(古賀ひろ子) 2番、安川議員の一般質問を終結します。

.....

○議長(古賀ひろ子) ただいまから11時15分まで休憩に入ります。

11時05分休憩

.....

11時15分再開

〇議長(古賀ひろ子) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号7番。1番、小林議員。

○議員(1番 小林孝昭) 1番の小林孝昭です。町の地域資源・地域課題とアイデアを掛け合わせて町を元気にをテーマに、私の一般質問を始めさせていただきます。

全国の地方自治体が、ふるさと納税などによる財源確保また移住者支援の取組を始め、将来を 見据えたシティプロモーションに力を入れている状況だと思われます。

社会課題や地域課題が多様化しており解決が困難となり、日に日に対応が追いつかなくなっているのではないでしょうか。

ふるさと納税、移住促進を進めていくためにも、町の魅力を常時、全国に発信するためには、 町行政だけでは限界があるのではないかと思っています。この課題解決のため、創業者、地元事 業者、小規模事業者と共に協力する未来のまちづくりについてお聞きしたいと思います。

それでは、最初の質問になりますが、町が行っているシティプロモーション事業について教えてください。

- 〇議長(古賀ひろ子) 瓦田まちづくり課長。
- **○まちづくり課長(瓦田浩一)** 失礼いたします。シティプロモーションという言葉には、様々な 捉え方がございますけれども、町としましては、地方自治体が行う地域としてのイメージ向上や 地域ブランドの確立のための営業、広報、宣伝活動であると捉えております。

現在、町が行っているシティプロモーション事業としましては、広報うみやホームページ、東京モノレールの車内広告、ラインやフェイスブック、ツイッターなどのSNSを活用した情報発信がありますが、特に近年、全国的に注目を集めているふるさと納税事業が上げられます。

この事業では、継続的に町内事業者と連携しながら魅力ある返礼品を全国にPRし、宇美町の魅力を知っていただき、応援していただけるようイメージの向上に努めているところでございます。

このほかには、毎年、天神中央公園で開催される市町村フェアをはじめとした対面式のイベントへの出展を行い、町の魅力発信に努めております。直近では6月12日から18日まで、今現在期間中でございますけれども、アクロス福岡で開催される日本遺産関連の西の都ウィークへの出展を予定しておりまして、町内の事業者も出展されます。お時間があるときには御来場いただければと思っております。

加えまして、今年2月に運行を開始しましたのる一と宇美につきましても、民間の新たな技術 を活用した取組としてメディア等で取り上げられ注目を頂いております。また、県内外の自治体 や事業者から視察のお話を多数いただいておりますので、一定の宣伝効果を得ているものと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(古賀ひろ子) 小林議員。
- ○議員(1番 小林孝昭) シティプロモーションの持つ意味、そして当町のイメージ向上や地域 ブランドの確立のための営業、広報、宣伝活動の取組の大事さを理解することができました。あ りがとうございます。

町外、県外の方々に宇美町の魅力を知っていただき、町の特産品やふるさと返礼品などを応援 していただくことで、財源の確保やイメージ向上を行っていければ、人口減少への歯止めとなり、 地域活性化へとつなげていくことができるのではないでしょうか。

次に、2番目の質問になりますが、シティプロモーションを行い、当町の魅力や情報を届ける ことが最大の目的でありますが、自治体が行うシティプロモーションの課題や弱点は、どのよう なことがあるのか教えてください。

- 〇議長(古賀ひろ子) 瓦田課長。
- **○まちづくり課長(瓦田浩一)** お答えします。

自治体が行うシティプロモーションの弱点と捉えております点につきましては、日常的な対面 式のイベントへの出展が難しいことやスピード感を出しにくいことが上げられます。

また、ウェブを活用したふるさと納税等の事業につきましては、日常的なプロモーションを行うことができますが、イベント等への出展につきましては、他の業務と兼務しながら、日常的に担当職員を従事させるということは、現実的に難しいと考えております。加えて、出展には費用が伴いますので、魅力的ではあるものの突発的なイベントへの対応が難しい面もございます。

また、SNS等を通じた発信を行っておりますが、フォロワー数がなかなか伸びないという状況でございますので、思うように情報が届いていないということが弱点であり、今後改善が必要であるというふうに認識をいたしております。

以上です。

- 〇議長(古賀ひろ子) 小林議員。
- ○議員(1番 小林孝昭) ありがとうございます。昨今ではインターネットの普及により、ネット上に多くの情報が集まる情報社会とも言われており、あまりの情報の多さに、届けたい人に情報を届けることが大変難しい状況にもなっているとお聞きします。

また、博多駅や天神など、多くの人が集まり行き交う場所での対面的なイベントなどでは、宇 美町の魅力を伝えることができる、そして、対面式のため、当町のイメージや認知度を知ること もできる貴重な機会となるが、日常的に人員を配置することが大変難しいことも理解できました。 それでは、次の質問になります。町の魅力や情報を発信するために、町の事業者が行うシティ プロモーションの可能性を教えてください。

- 〇議長(古賀ひろ子) 瓦田課長。
- **○まちづくり課長(瓦田浩一)** 先ほど御説明いたしましたとおり、自治体が行うシティプロモーションには、弱点的なものがあるというふうに認識しております。これを補うために、事業者のお力をお借りするということは、とても意味がございますし、シティプロモーションをより効果的に進めるためには不可欠なものだと考えております。

例えば、特産品の販売などで、日常的に町内外のイベント等に出展してある事業者に御協力を 頂き、事業者が販売する特産品のPRは、当然ながら町の魅力をPRするパンフレットや、ふる さと納税のポストカードなどを配布していただくことが考えられます。

シティプロモーションを自治体のみで行うには限界がございますので、事業者の方々と連携し、 共にイベント等に参加していくことで、お互いにより効果的にプロモーションを進めることがで き相乗効果が期待できるのではないかと考えております。

また、7月にはシティプロモーション課が新設されますので、これまでのシティプロモーションにおける課題、弱点の改善に努めるとともに、町内外のイベント等へできる限り積極的に参加をさせていただき、宇美町の魅力を全国にPRしてまいる所存でございます。

以上でございます。

- 〇議長(古賀ひろ子) 小林議員。
- ○議員(1番 小林孝昭) ありがとうございます。町の魅力を発信するためには、自治体と事業者が協力し展開することで、当町のシティプロモーションの機会が大きく増えることが分かりました。

次の質問になりますが、日本における中小企業・小規模事業者は約358万社で、全企業の99.7%、国内の全従業員の7割を占めております。国の経済の屋台骨と言われており、さらにその中の90%以上が小規模事業者となっております。

さらに、都市部から離れて郡部の町村になればなるほど、小規模事業者の地域経済への貢献度 は高くなっていくそうです。

当町での創業者また小規模事業者に対しての支援状況を教えてください。

- 〇議長(古賀ひろ子) 瓦田課長。
- **○まちづくり課長(瓦田浩一)** 現在、実施しております支援といたしましては、近隣の須恵町、 志免町と併せた行政及び商工会と連携しながら実施しております創業支援事業の起業塾というも のがございます。

起業塾では、創業前、創業後に必要なノウハウについて、専門的な知識を習得していただくと

ともに、創業経験者の体験談を聞いていただく機会を設け、個別相談会を通して、創業を考えて おられる方の支援を行っております。

しかしながら、この起業塾を受講後、なかなか創業まで至っていないという現実もございます ので、課題としても受け止めているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(古賀ひろ子) 小林議員。
- ○議員(1番 小林孝昭) ありがとうございます。コロナ禍もあり、先行きも分からない中での 創業がとても難しいことが分かりました。宇美町のシティプロモーションには、自治体だけより も、事業者と協力することで、さらなる効果が得られること、そして事業者が増えることで、地 域経済への貢献度も大きくなることで地域の活性化が得られることが分かりました。

最後に、質問のテーマにあります町の地域資源・地域課題とアイデアを掛け合わせて町を元気 にについてお話しします。

私自身、宇美町にて受け継がれてきた子どもの誕生と成長を願う思いは、すばらしい宇美町の 財産だと思っています。町外や県外の方にお話しすると、すごくいい町だね、少子高齢化の時代 だからこそ大事にしてほしいと言っていただけることが多いです。

そこで、創業者、小規模事業者が宇美町の地域資源・地域課題とアイデアを掛け合わせた事業 計画を立て、小規模事業者持続化補助金を活用した日常的なシティプロモーションの課題解決を 行う事業へのサポート体制を提案したいと思います。

この補助金を知らない方もおられると思いますので、事業者が活用できる小規模事業者持続化 補助金についてお聞きしたいと思います。どのように活用することができる補助金なのでしょう か。

- 〇議長(古賀ひろ子) 瓦田課長。
- **○まちづくり課長(瓦田浩一**) 今議員のほうから御紹介いただきました小規模事業者持続化補助金というものがございます。この補助金は国の制度でございまして、事業者が既存の事業をより活発にするための新たな事業の実施や価値やサービスの向上、販路・販売等に取り組む際に活用できるものでございます。

申請に当たりましては、商工会指導員との相談を通して、採算性や実現性、実効性のある事業 計画を構築し、商工会を通して国へ申請を行うものでございます。

しかしながら、申請された全事業者が採択されるとは限らず、全国各地から様々な事業者が提出した計画書の中から事業計画の内容やアイデアなどを評価採点されまして、基準に到達する事業者のみが採択をされます。

さらに採択後すぐに補助金は給付されず、事業計画に基づいた事業実施を行い、実績報告を行

った後、国の審査を通過して初めて補助金が給付される仕組みとなっております。

ちなみに、メニューにより上限は異なりますけれども、補助金額は通常枠で上限50万円、補助率が3分の2、創業枠などで上限200万円、補助率3分の2となっておるようでございます。 以上でございます。

- 〇議長(古賀ひろ子) 小林議員。
- ○議員(1番 小林孝昭) この補助金がどのような仕組みなのか、よく分かりました。ありがとうございます。

宇美町で創業する方や町の事業者さんたちがこの補助金を活用し、ふるさと宇美町応援寄附金 事業の返礼品を開発したり、新たな特産品をつくるための機材を買うことに利用したり、宇美町 を盛り込んだより魅力的なデザインにするためのデザイン費や、民間の介護や福祉の事業者さん も今までできなかったサービス向上へと利用することも、さらに業種が様々違う事業者さんたち も町のための事業に挑戦し実行していくことも可能だと思います。

また、町の事業者さんが補助金を採択されるために、事業計画をしっかりとつくり込むことで、 将来の宇美町の事業の活性化とつながっていくと思っています。

町の魅力を増進また発信するためにも、創業者、小規模事業者、事業者が小規模事業者持続化補助金を活用し、町の地域資源や地域課題とアイデアを掛け合わせて、町の日常的なシティプロモーション、また課題解決へとつなげる事業を行う場合には、町としてサポートすることはできないでしょうか。お答えいただきたいと思います。

- 〇議長(古賀ひろ子) 瓦田課長。
- **Oまちづくり課長(瓦田浩一)** 先ほどの若干繰り返しにはなりますけども、事業者が小規模事業者持続化補助金を活用されるためには、採算性や実現性、実効性のある事業計画を構築し実行する必要があり、かつ国の専門的な審査がございます。よって、採択された事業につきましては、一定の実効性や信頼性が担保されるということになります。

議員が御提案される町のサポート、できるかということでございますけども、例えばこの補助 金に採択された事業であることと、地域課題を解決し地域の活性化につながる事業であることを 条件といたしまして、事業者負担分に対する補助を行うことなどが考えられます。

先ほども申し上げましたが、創業希望者が資金面などの様々な理由から、なかなか創業まで至っていない現実もございますので、そういった課題の解決に向けたきっかけとなり得るとは考えております。

また、この持続化補助金の制度をうまく活用できれば、実施される事業計画の審査は国が行いますので、事業に対する安心感があり、事業者の事務手続の負担も軽減されると思います。

地域資源や事業者のアイデアを掛け合わせることで、事業者の支援はもとより、地域課題の解

決や地域資源の活用、シティプロモーションの推進、さらに地域活性化にもつながる可能性がございますので、今後調査研究に努めて、制度設計できるように考えてまいりたいと思います。 以上でございます。

- 〇議長(古賀ひろ子) 小林議員。
- ○議員(1番 小林孝昭) ありがとうございます。町の課題を解決していき、未来のまちづくりにつながっていく、そんな事業が生み出されていくことを願って、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
- ○議長(古賀ひろ子) 1番、小林議員の一般質問を終結します。
- 〇議長(古賀ひろ子) 通告番号9番。7番、入江議員。
- ○議員(7番 入江政行) 日本共産党の入江政行です。

質問する前にお話をさせていただきたいと思うんですけども、今、私が取り組んでいることで、 原水爆禁止平和大行進というものを、糟屋地区の私、担当をしておりまして、来月17日に行う 予定にしております。

それで、何でこういうことを申し上げますかというと、今、御存じのようにロシアがウクライナに対して軍事侵攻をしております。御存じのようにダムの決壊も人為的なものであると考えております。

一番大きな問題は、プーチン大統領が核の使用をほのめかしているんです。これは大きな問題だと感じております。それとまた中国は核弾頭、昨年より今年は60基ほど多くつくっております。日本は核兵器禁止条約、署名もしていないし批准もしておりません。

そこで、私たちも平和行進に当たって核廃絶を行ってきております。それで、来月の17日に 篠栗の役場前の公園から粕屋町に向かって行進を行いますので、核廃絶を念頭に行進をしてまい りたいと思っております。

それで、皆さん、時間がおありの方は参加していただきたいということをお願いして、質問に 移らさせていただきます。すみません。申し訳ないです。

私の質問は、子育て支援の拡充をということで質問させていただきます。

岸田首相は、異次元の少子化対策を打ち出しました。小倉こども政策担当大臣が、子ども・子育て政策の強化について、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、たたき台を発表いたしました。

たたき台には、児童手当の18歳までの延長、所得制限撤廃や保育士の配置基準改善、子ども 医療費助成実施自治体へのペナルティー廃止などが盛り込まれました。学校給食については、無 償化に向けて課題の整理が記されましたけども、検討にするということになっております。 たたき台には大きな問題が幾つもあります。少子化対策の最大の問題は財源です。社会保険との関係、国と地方の役割、高等教育支援の在り方など様々な工夫をしながら社会全体でどのように安定的に支えるかを考えると、財源の確保の一番に社会保険を上げています。

社会保険は逆進性があり、負担上限が求められているため富裕層の負担率は少ない、低い。税金は生計費非課税原則により、一定所得以下は所得税や住民税はかからない。社会保険料の場合は、住民税非課税世帯まで負担があります。国民健康保険の均等割や国民年金保険料のような定額、一定定額負担を一律に求めれば、低所得者ほど負担が重くのしかかります。少子化対策と称して、庶民の社会保険を引き上げるのは大問題です。

現在、子育でに係る費用は高額化しております。例えば、学校の授業だけでは足りずに学習塾などに通う費用は捻出できないなど、非正規雇用による収入格差が教育格差を生んでいます。また、教育費が家計に大きな負担となることが、少子化問題の1つの原因とも言われております。

教育費の家計の負担を軽減するために施策を問います。

初めの問題に入ります。文部科学省の2021年度「子供の学習費調査」によれば、子どもは小学校から学校を卒業するまでにかかる教育費は、高校まで全て公立に通っても527万、高校だけ私立だと688万です。国立大学でも入学金、4年間の授業料だけで242万から291万です。小学校から大学までの教育費の合計額は、国立大学で800万超、私立大学なら1,000万を優に超える。これでは子どもは簡単に産めないし、育てられないと考えます。

小学校の教育費は、学習塾など学校外活動が7割を占めます。ただし、学校で使う学用品や制服、通学費といった学校教育費、給食費の負担も大きく、小学校で平均10万5,000円、中学生で17万円です。日本の労働者の賃金が下がり続ける一方、上がっているのが子どもの教育費です。

日本でも異常な、大学など高学費に加え、学習塾などの私教育の負担増が、子育て世帯の家計を圧迫していると考えます。

初めに、1番の質問になります。小学校また中学校に入学時に必要なランドセルや制服等の費用、また学校に通学する費用、給食費等も含め、年間どのくらいかかるのか、お答え願えればと思います。

- 〇議長(古賀ひろ子) 川畑学校教育課長。
- **○学校教育課長(川畑廣典)** まず、ランドセルについてですけども、物によって高い、安いというのはありますけども、インターネットで調べましたところ、平均的な価格がおおよそ5万5,000円程度というふうになっておるようです。

また、中学校の制服につきましては、これも男女で若干違いはありますけども、男子の平均が約6万円、女子の平均が約6万5,000円となっております。

それから次に、学校で必要になるという費用で、給食費を含むということですけども、内容から申しますと、給食費、教材代、学級費、PTA費、振興センターの保険料、それから修学旅行の積立金などを、それぞれ校納金として毎月徴収をしております。

各、これは学校、それから学年でも違いがあるんですけども、町内平均で小学校が年間約7万 5,000円、それから中学校では年間約8万1,000円となっておるようです。

- 〇議長(古賀ひろ子) 入江議員。
- ○議員(7番 入江政行) やはり家計に大きな影響があるというのは、問題があるんじゃないかなと思っていますけど、こういった問題を解決するために、町として学校に係る費用をどうにか軽減できないかと、こういった対策はあるのかどうか、聞かせていただければと思います。
- 〇議長(古賀ひろ子) 川畑課長。
- **〇学校教育課長(川畑廣典)** 現在、町で行っていることとしましては、経済的に困難な御家庭に対してのみになりますけども、就学援助事業ということで支援を行っている状況です。

小学校や中学校に入学する場合には、新入学用の費用として、小学校の場合には約5万1,000円、それから中学校では約5万8,000円を入学前に支給をしている状況です。

また、日常の援助としまして、学用品や給食費に係る費用については、小学校では約6万5,000円、中学校では約8万7,000円をそれぞれ支援をしているという状況です。

- 〇議長(古賀ひろ子) 入江議員。
- **〇議員(7番 入江政行)** 支援をやっているということで、よく分かりました。

次の質問に移りたいと思います。日本では未婚化の進行と少子化に強い相関関係があると指摘されております。低賃金で不安定な非正規雇用の広がりが未婚率上昇の原因の1つとなっております。

財務省の調査では、30から34歳の男性で配偶者がいるのは、正規雇用では59%、非正規雇用では22.3%です。また25歳から34歳の男性の非正規雇用割合は、1991年以降の30年間、非正規雇用労働者の賃金は、20代後半で正規雇用労働者の8割、30代後半で65%となっております。

結婚や出産を機に一旦退職し、育児が一段落したところで、再び働き出す女性の就業率が緩やかになる中、近年問題視されているのが、年齢を経るごとに女性の正規雇用は低下することです。 妊娠・出産を機に正規雇用の職を辞し再び働こうというときに、非正規雇用の職しかない、フルタイムの仕事と育児の両立が困難なため、パートタイムを選ばざるを得ないといった実態があります。

女性の所定内給与は、正社員でも男性の約7割、パート労働者の平均賃金は約10万円です。 このことは子育て世代の全体の体力を奪っていると言っても過言ではありません。 社会構造の変化等によって共働き世帯が急増する下で、家事や育児を女性に押しつける家族観 が根強いことも少子化の1つの原因となっております。

ここで、2つほど質問に移ります。初めに、町が雇用している非正規雇用職員の産休制度の利用状況ということと、2番目なんですけど、非正規雇用が及ぼす少子化への影響はということで、2つ質問しますけど、2番目のものは答えられなければよろしいんですけど、できればよろしくお願いしたいと、2つの質問をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(古賀ひろ子) 工藤総務課長。
- ○総務課長(工藤正人) 失礼します。最初質問がありました、町が雇用している非正規雇用職員 の産休制度等の利用状況につきましては、総務課のほうから回答させていただきます。

現在宇美町では、全体で192名の会計年度任用職員を任用しております。会計年度任用職員には月給制と日給制という2つがございまして、月給制は資格職として保育所とか学校現場、図書館などで業務に従事されています。また、家庭の事情や働き方の選択肢の中で、保育士などの資格職にあっても、日給制での仕事を希望されて扶養の範囲内で働きたいと言われて働いてある方も多数おられます。

当町の会計年度任用職員の御質問にあります休暇取得の状況についてでございますが、令和4年度、合計5名の方が産前産後休暇を取得されています。その後、育児休暇のほうも取得されている状況です。御家庭の事情等で、令和4年度末に退職された方も2名おられますけども、本年度からお子さんが保育園に入所できた職員は、随時――順次復職をしてきておりまして、うち2名につきましては、5月から部分休業も利用されている状況でございます。

産休制度の利用状況は、近隣と比べて非常に宇美町はいいです。特に部分休業の取得は、当町の特徴になっております。

ここで、糟屋地区の状況をお話しさせていただきますけども、糟屋地区、御存じのとおり1市7町ございますけども、この1市7町の中で会計年度任用職員が産前産後の休暇、それから育児休業を取得しているのは、宇美町と志免町と粕屋町の3町だけです。また、先ほど特徴ですと言いました、その後の部分休業を取得されているのは、1市7町の中で宇美町だけでございます。

そうしたところから、会計年度任用職員が出産・育児を理由に職を辞す、要は退職することがないような体制が宇美町としては構築できており、制度の利用が浸透していると言えるというふうに考えておるところでございます。

- 〇議長(古賀ひろ子) 入江議員。
- ○議員(7番 入江政行) それでちょっとお聞きしたいんですけど、男子の育児休暇と女性の育児休暇の割合というのは、どのぐらいになっているか。
- 〇議長(古賀ひろ子) 工藤課長。

- ○総務課長(工藤正人) 正規職員の中には、男性の中で育児休暇を取られている職員もいますが、 会計年度任用職員、要は非正規の職員の中には、男性職員で取られた方はいません。
- 〇議長(古賀ひろ子) 入江議員。
- ○議員(7番 入江政行) 2番目の答えです。すみません。これちょっと難しいかもしれませんが、非正規雇用が及ぼす少子化の影響、課長の考えでも構いませんけど、難しければ答えは構いませんけど、何か考えがあればお示ししていただければと。よかったらいいです、それは。(発言する者あり)
- 〇議長(古賀ひろ子) 入江議員。
- ○議員(7番 入江政行) 分かりました。次の質問に移ります。

3番目に、子ども医療費無料化は、子育て世代の切実な願いです。住民の粘り強い運動と地方 議員の論戦で、無料に踏み切る自治体は大きく広がっております。自治体によっては対象年齢が 異なる現状があり、一層の拡充は必要であると考えております。

子どもは病気やけがが多く重症化リスクも高いため、早期の診断と治療が大切です。発熱しても手元にお金がなく病院に行けない状況は、病状が急変しやすい子どもにとって、命に直結する問題です。ぜんそくなど慢性疾患で継続的な治療が必要な子どもがいる家庭には、長い期間の負担となります。お金の心配もせずに受診できる仕組みが欠かせないと思っております。

自治体ごとに改革を進めるとともに、国の制度として実現すべきであると考えております。子 どもの医療費を18歳までに無料化することについて、町の見解を述べていただきたいと思いま す。よろしくお願いします。

- 〇議長(古賀ひろ子) 八島住民課長。
- **○住民課長(八島勝行)** 子ども医療の制度につきましては、市町村が実施主体となる地方単独事業でございまして、県の助成制度を活用しながら、市区町村の政策や財政力に応じて拡充をしているため、自治体によって内容が異なっております。

糟屋地区におきましては、粕屋医療圏における医療サービスの均衡に配慮しながら、糟屋地区 1市7町による協議を踏まえまして実施している状況でございます。

現時点におけます当町の子ども医療制度は、令和3年4月に対象を中学生までに拡大し、3歳未満は入院・通院ともに自己負担はございませんが、3歳以上につきましては、入院・通院ともに御負担を頂いているところでございます。

御質問にあります18歳までの子ども医療費の無料化につきましては、先ほど議員が御紹介されましたように、子育て世代への支援の充実という観点から、対象者の拡大や自己負担の無料化に踏み切る自治体も徐々に増えてきている状況でございます。

また、国におきましても、子ども医療制度の拡充による医療費の増加分を国民健康保険の国庫

負担から減額するいわゆるペナルティー措置、これについて高校生までを想定して廃止する方針 を明らかにされております。

昨年の8月、安川町長から子育て支援に係る施策の一環として、子ども医療制度の拡充に向けた検討を進めるよう指示を受けました。

また、翌9月開催の糟屋郡の町長会におきましても、安川町長が、宇美町は子ども医療制度の 拡充に向けた検討を進めていく方針であるという旨を発信されたことをきっかけに、糟屋地区内 での協議が進み、糟屋郡全体が足並みをそろえて、現在拡充の方向で令和6年4月の制度改正に 向けて準備を進めているところでございます。

18歳までの子どもの医療費の無料化につきましては、子育て世帯への支援に資する施策ではございますが、一方では、そのための財源も確保する必要がございますので、国の動向のほか、子ども医療費に係る県の動向につきましても、引き続き注視してまいりたいと考えているところでございます。

〇議長(古賀ひろ子) 安川町長。

○町長(安川茂伸) 今、町長会でという話が出ましたので、その経緯について私のほうから話したいと思います。

子ども時代の健康状態は、成人してからの健康に影響を及ぼすっていうことは、もう知られて おるところでございます。字美町において、子育て支援施策として子ども医療費制度の拡充に向 けた検討を進めているということを、9月に開催されました糟屋郡の町長会の中で私のほうから 申し上げました。

先ほど黒川議員の一般質問のときにもお話ししましたが、予防接種においても、医療費の助成対象の拡充においても、粕屋医師会との協議また丁寧な説明が必要であるということから、町長会に投げかけたわけでございます。

最初は宇美町単独でもやりたいというふうに思っておりましたが、なかなかそう簡単にいくことではなく、宇美町の子どもさんもやはり、須恵町の病院であったり志免町の病院にかかると。 医師会としては、できるだけ統一してほしいということで、これまでも糟屋郡内で統一してもらう、いろんなことを、予防接種においてもですけど。ということがあったというふうになります。 郡内の町長さんの御理解もいただきまして、令和6年の4月を目途に、子ども医療制度の拡充をしていきたいということで、あらかたの合意を得たところでございます。現在は、郡内の担当課長会の中で協議検討が進められているというふうなことになっています。

私が示しました、そのときの素案といたしましては、福岡市並み、もしくはそれにプラスアルファするというふうなものを目指しております。

その後、福岡市は令和6年1月から助成対象を中学3年生までとしていたものを、高校3年生

までに拡大するというふうな発表がありましたので、追いかければ逃げるというふうなことになるわけでございますけども、本来東京都であるとか福岡市であるとか、予算規模の大きな自治体のほうが無償化できるという現状について、本来これが正しいのかというふうに私は思っております。

政府は、先ほど議員のほうからもありましたが、異次元の少子化対策を掲げ、2024年から 3年間をかけてこども・子育て支援加速化プランを集中的に取り組むとしておりますが、助成対象の拡充の競争が近隣自治体で過熱した結果、過剰な受診を招いてしまっては元も子もないと。 また、一般的に自己負担が軽減されると受診の頻度が上がり医療費が高くなるという、一長一短があるわけでございますけども。私は川挟んだ向こう、道路挟んだ向こうが、例えば無償で、川挟んだこっち側がお金を非常に高く払うというようなことは、あってはならないのではないかと。 本来ならば、そういったところは国でしっかり議論していただくということではなかろうかというふうに思っております。

追えば逃げるというふうな話を先ほどしましたけども、まずは糟屋郡の町長会の中でも、あらかたの合意が得られております宇美町が示した案について、担当課長、糟屋郡内の協議を今後も進めていきますので、令和6年の4月に向けて協議を鋭意進めていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(古賀ひろ子) 入江議員。
- ○議員(7番 入江政行) 町長、ありがとうございます。私の聞くところによりますと、医療費の拡充に向けて、安川町長が町長会で率先して行っているということを話聞きました。これ本当にすばらしいことだと思っております。

粕屋町の町議から電話ありまして、安川町長に、うちの町長にハッパかけろということも言われております。本当に町長会で安川町長が率先して、医療費無料まではいかないけども助成の拡充を訴えてきてあるということはすばらしいことだと。

今言われたように、宇美町単独じゃなくて糟屋、古賀市も、古賀市は今1,500円の助成、 高校まで1,500円の助成をしてありますんで、あと6町が足並みをそろえた状態で拡充、も しくは私の希望としては、18歳までの医療費無料ということを、これ国の問題なんですけども、 町として6町でやっていただければと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思 いまして、私の一般質問を終わらさせていただきます。

○議長(古賀ひろ子) 7番、入江議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

追加日程第一. 発議第2号

○議長(古賀ひろ子) 追加日程第一、発議第2号 宇美町議会委員会条例の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤木議会運営委員会委員長。

〇議会運営委員会委員長(藤木 泰) 発議第2号 宇美町議会委員会条例の一部を改正する条例 について、上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和5年6月8日。宇美町議会議長古賀ひろ子殿。提出者、議会運営委員会委員長藤木泰。 提案理由ですが、宇美町課設置条例の全部改正が令和5年7月1日に施行されたことに伴い、 常任委員会の所管を見直すため、所要の規定を整備する必要があるため、議案を提出するもので す。

議案の2ページが改正文、3ページが新旧対照表となっており、3ページの新旧対照表左側の 改正案を使って説明をいたします。

この改正案により、総務建設常任委員会は、総務課、地域コミュニティ課、企画財政課、管財課、シティプロモーション課、税務課、都市整備課、上下水道課、会計課に関する事務を。厚生文教常任委員会は、住民課、健康課、福祉課、環境課、教育委員会に関する事務を所管することになるものです。

以上、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、趣旨説明を終わります。

〇議長(古賀ひろ子) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古賀ひろ子) ないようです。質疑を終結します。

藤木委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(古賀ひろ子) 討論なしと認めます。

これから、発議第2号 宇美町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(古賀ひろ子) 起立全員であります。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第2. 閉会中の所管事務調査について

○議長(古賀ひろ子) 日程第2、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

会議規則第75条により、各常任委員会から所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査をすることの申出があっております。

お諮りします。各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(古賀ひろ子) 異議なしと認めます。各常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
- **〇議長(古賀ひろ子)** 以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本6月定例会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(古賀ひろ子) 異議なしと認めます。したがって、令和5年6月宇美町議会定例会を閉会 いたします。
- ○議会事務局長(太田美和) 起立願います。礼。お疲れさまでした。

12時04分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月1日

議 長 古賀 ひろ子

副議長藤木泰

署名議員 黒川 悟

署名議員 入江 政行